

労働基本権関連法案の早期審議・成立を求める特別決議

国民が本来望んでいるのは、格差のない社会、教育・医療・介護などの公的サービスが安心して受けられる社会である。

国民への良質な公共サービスの提供がますます重要となっているにもかかわらず、公務員制度改革についてその意義を曲解し、公務員の賃金や定員を削減するかのような議論が横行している。公共サービスのあり方の改革こそが必要なことである。

国会において公務員の自律的労使関係制度にかかる法案審議が遅れているが、これは、自公政権時に与野党合意で成立した国家公務員制度改革基本法の中で、すでに「措置するもの」とされているものである。労働基本権を回復することは、憲法や国際規約からいって当然のことである。

自律的労使関係の整備は、労使の社会的責任の自覚を促すとともに、公務員の賃金をはじめとする勤務条件に関する国民の理解を深めることにも資するものである。また、労使間の意思疎通の強化は、社会経済情勢の変化や国民ニーズの多様化・高度化に迅速かつ的確に対応した公共サービスの提供につながる。

教育においても、自律的労使関係制度構築の意義は大きい。

子ども・保護者・地域と接する現場教職員を組織している組合と政策立案を担う教育委員会等との間の交渉・協議は、互いに教育に責任を持つ立場から行うものとして有益である。そのことが、困難な教育諸課題への対応など教育の向上にもつながっていく。

自律的労使関係制度を確立するためには、制度の構築とともに現場実態をふまえた要求・提言づくりと、市民・保護者に理解が得られる運動づくりが不可欠である。また、科学的な分析と実証にもとづいた交渉能力など組合の力量が問われることになる。その基盤としての組織強化・拡大が重要である。

今後、働く者にとってのセーフティネットである組合の存在意義はさらに高まる。同時に、国民の重要な公共サービスを担う職場の組合としての社会的責任も大きくなる。

日教組は、あらためて、労働基本権関連法案の早期審議・成立を強く求めるとともに、自らの組合組織の点検・強化にとりくんでいく。

以上、決議する。

2012年7月26日
日本教職員組合第156回中央委員会